

遺失を理由とする運転免許証再交付申請時における遺失物届書の取扱いについて (例規通達)

(昭和56年7月28日)

(栃運第1133号・栃会第650号栃木県警察
本部長通達)

亡失・滅失による運転免許証再交付申請を受理するに際しては、再交付免許証の不正取得事案を防止するため、従来から「交通警察運営要領(昭和54年9月11日制定)」第7の4及び「自動車運転免許再交付申請に伴う添付証明の取扱いについて(昭和43年7月10日例規通達)」により、「運転免許証(亡失・滅失)てん末書」を提出させ、かつ、遺失物届書等の有無を確認してその適正化に努めているところである。

しかし、免許証の再交付申請のための遺失届の場合には、「遺失物届書」と「てん末書」が内容的に重複しているので、今後は次により取扱い、事務の合理化を図ることとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、昭和43年7月10日付け栃試発第1940号「自動車運転免許再交付申請に伴う添付証明の取扱いについて」(例規通達)は、廃止する。

記

1 免許証の再交付申請のための遺失届の取扱い

運転免許証の再交付申請を受理する際には、申請者から・亡失・滅失の事実を証する書類として「運転免許証(亡失・滅失)てん末書」の提出をさせており、これには遺失物届書の内容が網羅されているので、特別の場合を除いて遺失物取扱い規程第3条第1項の「遺失物届書」の受理を省略することができる。

2 特別の場合(遺失物届書を受理する場合)

- (1) 主たる運転地が他県の者で、遺失の場所が本県である場合に、住所地を管轄する公安委員会に対し再交付の申請の必要から届出証明願があつたとき。
- (2) 運転免許証と共に、他の物件を遺失したとき。
- (3) その他証明の必要があると認めるとき。

3 その他

再交付免許証の不正取得事案防止対策については、従来同様万全を期されたい。